議員提出第1号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員

時克日方月括5日54日55日日6日日7日日8日日8日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日9日日日10日日日10日日日10日日日10日日日10日日日10日

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例(平成22年久喜市条例第224号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「署名又は記名押印を」を「記名」に改め、同条第2項中「署名 又は記名押印」を「記名」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。